

平成12年度包括外部監査結果の概要

・印刷物について 指名競争入札、 プロポーザル方式、 企画コンペ方式、 複数社からの
見積にかかる契約事務について

1. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

印刷物について 指名競争入札、 プロポーザル方式、 企画コンペ方式、 複数社からの見積にか
かる契約事務が適正に執行され、 又、 競争性、 公平性が確保されているか。

(2) 主な監査手続

総合企画局、 総務局、 生活部、 健康福祉部を対象に、 印刷物一覧表、 印刷物仕様書、 業者からの見
積書、 物件関係入札参加資格者名簿、 支出負担行為書、 印刷物成果品を突合した。

2. 外部監査の内容

(1) 県が印刷物を作成する際、 予定価格の算定方法に問題があった。

見積合わせ指名業者に算定させた事例

予定価格を見積合わせを行う予定の業者に算定させているが、 適正ではない。

あるA社に予定価格算定のため見積を依頼し、 予定価格を決定し、 その後、 見積合わせをA社を含
む3社に依頼し、 A社が他の2社より低価格であったため、 発注先に決定していた。

予定価格を予算額を基準にして算定した事例

予定価格は積算して算定することが必要であり、 予算額の80%を予定価格とすることは、 適正と
はいえない。

予定価格567千円で3社に見積を依頼し、 最終的には、 409千円を見積もった業者が他の2社
より低価格であったため発注先に決定されたが、 3社のうち1社は、 582千円で予定価格以上、 2
社は441千円、 409千円と予定価格以内であったが、 算定が大雑把すぎると認められる。

(2) 極端な競争をさせている事例

三重県会計規則において、 20万円未満のものについては見積書の徴収を省略できると定めている
が、 契約金額が少額なものまで徴収している事例があった。

契約金額が10万円以下の印刷物について、 複数社より見積させ、 そのうち最低価格の業者に発注
した事例は次のとおりである。

部 署 名	契約金額(円)	見積業者(社)
総合企画局統計調査課	4件(11,739~92,736)	3社~4社
生活部生活課	8件(19,477~86,940)	2社~4社
生活部勤労福祉課	1件(55,125)	3社
健康福祉部薬務食品課	3件(63,000~89,250)	3社~5社

(3) 競争により事業費は安くなったが、印刷の質も低下している事例

競争により事業費が安くなることは結構なことであるが、印刷レベルが従来と同等であることが前提となる。

「県庁見学のしおり」(社会科学習の一環として、県庁に見学を訪れる小学校高学年に配布する冊子)において、印刷の質が低下している。

平成10年度から12年度までの予算実施をみると、3年間で約半額になった。

1999年度版では、三重県地図の地名部分で訂正箇所が目立つ。また、世界地図で、あまりにも大雑把な日本地図が描かれている。

2000年度版では、北方四島とスマトラ島が誤って描かれている。

このような場合、民間では刷り直しを指示するが、その時間がない場合には値引きを要求するのが常識である。

外部監査人意見

1. 予定価格を算定できる職員を育てる必要がある。

予定価格を算定するため、ある業者に算定を依頼し、その業者を見積合わせに参加させているが、見積合わせからはずすべきである。

その場合、その分の経費を支払うかどうかの問題があると思うが、予定価格を職員が算定できないことが原因であるので、これに対応できる職員の育成等、対策を講じる必要があるのではないか。

2. 少額な印刷業者まで競争させるのはやりすぎではないか。

少額な印刷物までも3社程度指名し、競争させることは、少しでも安く事業を行うという県の目的は実現できても業者の負担はきわめて大きく問題が多い。

業者は、見積作業、見積書を県に持参する時間等を要するが、仮に落札しても利益は薄く、落札できなかった業者には負担を強いられただけという結果になってしまっている。

また、業者の立場からみると、県から指名の声がかかると、少額でも発注を断ることに負担を感じる場合もあろう。

これらのことを念頭において印刷発注を行う必要があるのではないか。

3. 300万円の印刷事業を106社に声をかけ、競争させたのはやりすぎではないか。

県の負担は少なくなったが、業者に負担を強いる形となったのではないか。

4. オフセット印刷という指示では不十分ではないか

印刷の質について考えた場合、ほとんどの仕様書では指示がないか、オフセット印刷とだけ明記している場合が多い。

オフセット印刷には、一般のオフセット印刷方式のほか、紙版を使った簡易オフセット印刷方式もある。簡易方式は極端に料金が安くなるが、質が悪いとして大手印刷会社では採用していないようであり、方式を問わない現在の入札はフェアな競争とはいえないのではないかと懸念されている。

価格競争を激化させて印刷費の軽減を図ろうとするのであれば、質の低下は厳しくチェックするべきであろう。

5. 質の低下を防ぐために最低価格制限の導入が必要ではないか。

現在、印刷業者にかかる入札は、安ければ安いほど良いという考え方を前提に行われているようである。

何も無い白紙の上にイラスト・写真・デザイン・印刷など、各種の技術を駆使して作りあげていくものであり、安く落札したといっても、安い場合は安いようにしかならないというのは世間の常識である。

「県庁見学のおしり」の事業費を、平成10年度と平成12年度を比較すると、約半額に減少しているが、質が低下している以上実質的には半額にならなかったのではないかと懸念されている。

また、安ければよいという今の入札のやり方を継続していくと、税収や地域振興にも影響を及ぼしていくのではないだろうか。

そこで、県には印刷のことがわかる専門家がいなくてもいいので、質の低下を防ぐために、入札に当たっては土木建築工事と同様に最低価格制度の導入と、業者の機械設備や実績等によるランク付等を行う必要があるのではないかと懸念されている。